

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被告 株式会社ベルカディア

被告第4準備書面

平成29年10月23日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

松 尾 栄 蔵



同

大 村 健



同

星 野 公 紀



頭書事件について、原告らより提出された平成29年8月18日付け書類提出命令申立書及び同年9月7日付け書類提出命令申立補充書（以下、総称して「原告ら証拠提出命令申立書等」という。）を前提に、原告らは、同年10月10日付け準備書面（5）により、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」の要件を判断するうえで必要であるとして、原告ら証拠提出命令申立書等に記載の書類等を被告が書証として提出することの求釈明を行っている。原告らによる上記のとおり求釈明の趣旨を踏まえ、原告らが釈明を求めている事項について、被告は以下のとおり回答する。

第1 総括的主張 — 「現に行い又は行うおそれがある」の要件について—

消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」とは、被告第2準備書面において既に主張のとおり、最高裁により①過去に消費者の勧誘行為に供した物（チラシなど）とは異なる記載内容の物を現在配布しており、かつ、②当該過去に消費者の勧誘行為に供した物の配布を今後も一切行わないことが明言されているという2つの要件をみたす場合には、当該過去に消費者の勧誘行為に供した物の配布を「現に行い又は行うおそれがある」ということは出来ないとの判断が示されている（最高裁平成29年1月24日第三小法廷判決。乙1。被告第2準備書面2頁）。したがって、当該最高裁により示された要件に従って、被告において、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」とは言えないことを、主張立証する。

第2 「現に行い又は行うおそれがある」の各要件について

1 被告が現在同意書文言4の記載されている「同意書付イベント参加チケット」を使用していること（上記要件①）

被告は現在、同意書文言4の記載されている「同意書付イベント参加チケット」（以下「現使用チケット」という。）を使用しているところ、現使用チケットは、平成29年1月19日に乙3の内容でチケットの印刷会社に対して発注し（乙7乃至8-2）、当該発注分が同月30日に被告に納品されている（乙9）。さらに、同年4月4日にも追加の発注がなされ（乙10）、当該発注分が同月14日に納品されている（乙11）。そして、被告は、このようにして発注し納品されたチケットを平成29年2月1日以降現在に至るまで継続して被告のイベントを申し込んだ者に対して送付している（乙12-1乃至3）。

また、被告第2準備書面で既に主張のとおり、被告が同意書文言の記載されたチケットを被告の開催するイベント申込者に対して送付している趣旨は、被告の主催するイベントが自然の中で開催されるものであってその性質上一定の危険を伴うものであるため、当該危険を参加者に認識してもらうよう注意喚起を行うこ

とにより、参加者の不注意により不幸な事故などが発生しないようにするためであり、日本におけるアウトドアツーリズムの先駆者・旗手としての矜持として、最大限の善管注意義務を果たそうとする姿勢からの行為である（被告第2準備書面4頁）。このような趣旨から、被告は、被告の開催するイベントにインターネットを通じて参加申し込みをする者に対して、参加申し込みのインターネット画面上にも、同意書を掲示し、これを閲覧させることで、上記趣旨の注意喚起を図っており（なお、付言すると、当該掲示内容を確認し、「読みました」の欄をチェックせずには申込手続の次のページへ進むことは出来ない。）、被告は平成29年2月1日から被告が現使用チケットを用いることに先立ち、平成29年1月23日より同意書文言4を用いた同意書をインターネット上に掲示し、現在まで引き続きインターネット上での掲示を行っている（乙5-1, 5-2, 13）。

2 現使用チケット以前に使用していたチケットを使用していないこと（上記要件②）

被告は、被告の開催するイベントに申し込みをした者に対して、同意書の印刷されたイベント参加チケットを送付しているところ、これまでに、当該イベント参加チケットに印字する同意書文言について、複数回修正を行っている（被告第1準備書面）。そして、被告はイベント参加チケットに印字する同意書文言の修正を行った場合には、古い文言が印字されたイベント参加チケットの在庫がある場合であっても、当該チケットを使用せず、新しい同意書文言が記載されたイベント参加チケットを使用することをイベント申込の受付担当者に周知しており、各担当者が当該周知内容を了解したことを確認している（甲14-1乃至13）。このことから、現使用チケットより以前にイベント参加チケットにおいて使用していた同意書文言（具体的には、同意書文言1乃至3）を被告において、今後一切使用することはない。

第3 総括

1 原告らによる求釈明について

被告としては、原告らによる求釈明は、頭書き記載のとおり、消費者契約法12条1項及び3項の「現に行い又は行うおそれがある」の要件を判断するために必要との趣旨である。そして、本準備書面により提出する証拠で、当該各要件を充足しないことが十分に判断可能である。そのため原告らのその余の求釈明については、これに応じる必要はない。なお、念のために付言すると、原告らは、被告がこれまでに何度か同意書に用いる文言を変更していることをもって、「現に行い又は行うおそれがある」との主張を行っているが、被告が、イベント参加チケットに同意書を付している趣旨は、既に何度も主張しているとおおり、イベント参加者への注意喚起である。このような趣旨からイベント参加者に同意書に記載の内容及び注意喚起の趣旨を正確にご理解いただけるよう、原告らによる指摘も真摯に受け止め、改善のために修正を行っていたものである。したがって、原告らの主張する、当該文言の変更を行ったことをもって差止請求の対象となる行為を「現に行い又は行うおそれがある」との主張は失当である。

2 訴訟の進行について

上記のとおり、原告による求釈明にはこれ以上応じる必要は無く、これまでに十分に原告ら及び被告において主張が尽くされ、争点に係る議論も十分に熟しているため、本件訴訟につき、被告担当者の証人尋問の上、直ちに結審して頂きたい。

以上